

会議開催のお知らせ

とちぎ健康 21 プラン推進協議会及び 健康長寿とちぎづくり推進県民会議幹事会

とちぎ健康21プラン推進協議会設置要綱及び健康長寿とちぎづくり推進県民会議規約に基づき、下記のとおり令和 6 (2024) 年度第 3 回とちぎ健康21プラン推進協議会及び第 1 回健康長寿とちぎづくり推進県民会議幹事会を開催します。

傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴してください。

■ 開催日時

令和 7 (2025) 年 2 月 28 日 (金) 15時00分から17時00分

■ 開催場所

栃木県庁東館 4 階 講堂

■ 議題

1 とちぎ健康21プランの推進について

- (1) 令和 6 (2024) 年度における主要な健康長寿とちぎづくり事業実績について
- (2) 令和 7 (2025) 年度における主要な健康長寿とちぎづくり事業計画について
- (3) とちぎ健康21プラン (2 期計画) 最終評価報告書 (案) について
- (4) とちぎ健康21プラン (3 期計画) (案) について

2 地域・職域連携推進事業について

3 健康長寿とちぎづくり推進県民運動の推進について

- (1) 令和 6 (2024) 年度における県民会議の取組結果について
- (2) 令和 7 (2025) 年度における県民会議の取組計画 (案) について
- (3) 重点プロジェクトの取組について

■ 傍聴定員

10名 傍聴を御希望の方は、会議の開催予定時刻15分前までに、会場受付で傍聴の申込みをしてください。なお、傍聴希望者が傍聴定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定させていただきますので、予め御了承願います。

(詳細については、裏面の傍聴要領を御覧ください。)

■ 問い合わせ先

栃木県保健福祉部健康増進課 健康長寿推進班

電話：028 (623) 3094

傍 聴 要 領

とちぎ健康 21 プラン推進協議会、
健康長寿とちぎづくり推進県民会議幹事会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻15分前までに、会場受付で傍聴の申込みをしてください。申込みをした方に、整理券を交付します。

傍聴の申込みは、会議の開催予定時刻30分前から受付を開始します。

- (2) 整理券の交付は、会議の開催予定時刻15分前に終了します。

その時点で、

- ① 傍聴申込み者が傍聴定員を超える場合は、
抽選により傍聴者を決定させていただきますので、予め御了承ください。

なお、抽選は整理券の交付順に行います。

- ② 傍聴申込み者が傍聴定員に満たない場合は、
整理券の交付を受けた方全員に傍聴を許可します。

また、傍聴定員に達するまで先着順に傍聴を許可します。この場合の受付は、
会議の開催予定時刻 5 分前に終了します。

- (3) 傍聴を許可された方は、開催予定時刻 5 分前までに、会場受付で住所、氏名を記入し、事務局係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 3 の規定に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。
- (3) 会議開会後から閉会までの入退室は、原則として認めません。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎたてる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。